

ふくしま未来創造プログラム補助金交付要綱

福島県教育委員会

(趣旨)

第1条 福島県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、東日本大震災の経験を踏まえ、子どもたちに震災を学ぶ活動等多様な体験活動を行う機会を提供し、主体的に復興に寄与する社会体験活動などを実際に体験してもらうことで、心身ともに健康で、豊かな人間性を育成し、新生ふくしまを担うたくましい子どもたちの育成を図る取組を行う者(事業1 Learning Programs(以下「事業1」という。)、事業2 Active Programs(以下「事業2」という。))に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号(以下「規則」という。))、福島県補助金等の交付等に関する規則に基づく知事の権限を教育委員会に委任する規則(昭和45年福島県規則第118号)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)及び補助事業者は、別表第1のとおりとする。

2 補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表第2のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 規則第4条第1項の規定による申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は教育委員会が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号の別に定める書類は次のとおりとする。

(1) 事業計画書(第2号様式) ※参加者名簿は任意様式とする。

(2) 収支予算書(第3号様式)

(3) 団体概要書(第4号様式)

(4) その他教育委員会が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第4条 教育委員会は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し補助金を交付すべきと認めるときは、すみやかに補助金の交付の決定をするものとする。

なお、「事業2」の審査については、別に定める採択委員会の審査及び選定を経た上で、当該申請に係る交付決定(交付しないことの決定も含む。)を行う。

2 教育委員会は、前項の場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付すことができる。

3 教育委員会は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書により、当該補助事業者に対して、その旨を通知するものとする。

(変更の承認申請)

第5条 補助事業者は、規則第6条の規定により、事業の変更、又は廃止の承認を得ようとするときは、あらかじめ(変更・廃止)承認申請書(第5号様式)を提出し、承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請の内容を審査し、承認するときは、変更承認通知書により通知する。

(補助金交付変更の条件)

第6条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更とは、次のいずれかの場合とする。

- (1) 補助金額の増額を伴わない補助対象経費の20%以内の変更または費目間において20%以内で流用すること。
- (2) 事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更をすること。
- (3) その他、教育委員会が軽微と認めるもの。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、規則第8条第1項の規定により、補助金交付の決定の通知を受けた日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(経費の効率的使用等)

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、又は支払いを行う場合には、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげられるよう経費の効率的使用に努めなければならない。

(状況報告又は調査)

第9条 教育委員会は、必要があると認める場合は、補助事業者に対して進捗状況等の報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係職員により帳簿その他の関係書類を監査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により報告を求められたときは、実施状況報告書(第6号様式)を教育委員会が定める日までに提出しなければならない。

(事業完了報告)

第10条 補助事業者は、事業を完了したときは、補助事業が完了した日から10日を経過する日までに完了報告書(第7号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業完了日(事業廃止について教育委員会の承認を受けた場合は、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は補助金交付年度の2月末日のいずれか早い期日までに、実績報告書(第8号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 教育委員会は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容(第5条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

(補助金の支払)

第 13 条 補助事業者は、前条により補助金額の確定の通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書（第 9 号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項により補助金交付請求書の提出を受けた場合は、速やかに支払いをしなければならない。

（交付決定の取消）

第 14 条 教育委員会は、補助事業者が次の各号に掲げる事項に該当した場合には、第 4 条に規定する交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

（1）法令若しくは本要綱に基づく教育委員会の処分若しくは指示に違反した場合

（2）補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（3）補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合

（4）交付決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（補助金の概算払）

第 15 条 教育委員会は、必要があると認めるときは、概算払の方法により補助金を交付することができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（第 10 号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の書類の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、概算払を行うものとする。

（補助金の返還）

第 16 条 教育委員会は、第 14 条の規定により、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（加算金及び遅延金）

第 17 条 教育委員会は、前条の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領日から納付までの日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算した加算金の納付を命ずるものとする。

2 教育委員会は、補助事業者が補助金等の返還を命ぜられ、これを納付日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した遅延金の納付を命ずるものとする。

3 前項の規定により遅延金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

4 教育委員会は、第 1 項及び第 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

5 補助事業者は、前項の申請をしようとするときは、その事由を記載した申請書に当該補助金等の返

還を遅延させないためにとった措置及び当該加算金又は遅延金の納付が困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

6 第4項に基づく加算金又は遅延金の免除については、当該補助事業者に対して、その旨を通知するものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第18条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿、その他の書類を整備し、他の経理と区分して事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入支出額について、その収入支出内容を証する書類を整備して前項の会計帳簿とともに事業の完了、あるいは廃止の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第19条 補助事業者は、規則第4条第1項の規定に基づき補助金の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

2 補助事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第20条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、すみやかに消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(第11号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

<p>補助対象事業</p>	<p>下記の全てを満たす事業とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 福島県内の震災関連施設等東日本大震災に関係する場所を訪問し、被災者や避難者との交流・協働等することを通して、地域の復興について主体的に考え、発信する活動を行う事業であること。 2 補助対象期間内に継続して実施される事業であること。 3 事業のほとんどを外部に委託する事業でないこと。 4 補助事業終了後も継続して実施される事業であること。
<p>補助事業者</p>	<p>福島県に主たる活動拠点があり、県内に事務所を有し、地域において青少年育成に取り組んでいる実績を有している団体とする（注1）。</p> <p>（注1）</p> <p>市町村、国公立学校、PTA、子ども会、特定非営利活動法人、公益法人、学校法人、復興支援団体、青年会議所、協同組合、企業、民間団体等であって、以下の要件に該当する団体（ただし、幼稚園、保育所、高等専門学校（4・5年生）及び大学生等を除く）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 組織運営規則（定款、規則等）に基づく活動実績が1年以上あり、活動を的確に遂行する意欲や能力を有していること。 2 1に基づく事業計画等があり、当該事業のみを活動内容としていないこと。 3 当該団体に所属する児童生徒が参加する事業であること。 4 宗教活動又は政治活動を目的としていないこと。 5 著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施していないこと。 6 組織、組織の構成員及び組織が行う避難者支援事業に関係する一切の者が、暴力団、暴力団員、元暴力団員等を始めとする反社会的勢力と一切の関係がないこと。 <p>※ 暴力団：暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条各号に該当する行為、個人、構成員及び団体。</p> <p>反社会的勢力：「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人。</p> <ol style="list-style-type: none"> 7 個人情報情報の漏えい、滅失及び毀損の防止など、個人情報情報の適切な管理のために必要な措置を講じていること。 <p>※ 連携団体については、補助事業者と連携して事業を実施する団体であって、補助事業者と同様に上記1～7に掲げる要件に適合していること。</p>

別表第2

補助対象経費	事業の実施に直接必要となる活動費、交通費、宿泊費のうち、教育委員会が必要と認める経費 ※海外渡航費を除く
補助率	補助対象経費の80%以内
補助上限額	200万円

- (1) 経費は事業の目的に照らして必要最低限の範囲内に抑えられるよう努めること。
- (2) 1件の契約の予定価格が10万円を超える場合は2人以上の者から見積書を取ること（交通費の場合は片道・往復を問わない）。ただし、2人以上の者から見積書を徴取できない場合は速やかに社会教育課に連絡し、徴取できない理由を明らかにした書類を提出すること。
- (3) 活動拠点を離れて活動する場合は、1日3時間以上（海外での活動は1日3時間以上かつ3日以上）の活動を行う事業を補助対象とする。